

# 正職員追加募集

## 非常勤嘱託職員の採用も



市・教育委員会は、平成26年4月に採用する正職員を追加募集します。また、非常勤嘱託職員の採用試験も行います。京田辺市の未来へ向けて、情熱を持ち新しいことにチャレンジできる、意欲あふれる人材を求めます。

【募集職種・資格など】  
下表のとおり

【申込方法】  
試験案内を確認し、申込書を書いて、写真申込前6カ月以内撮影、正面脱帽、上半身、縦4cm×横3cmを貼り、必要な免許証などの写しを添え、本人が持参してください

郵送・代理人による提出は受け付けません。

### ○正職員【事務職員・技術職員(土木)】

- 資格 昭和58年4月2日以降に生まれた人
- 募集人数 各若干名
- 受付期間 1月6日(月)～9日(木) 午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時を除く)
- 第1次試験日 1月19日(日)
- 採用日 4月1日

試験案内はインターネットからダウンロードできます。

京田辺市 職員募集

検索

京田辺市職員募集ホームページ  
http://www.kyotanabe.jp/category/2-10-0-0-0.html



元気で  
明るい人  
求めます

市・教育委員会は、平成26年4月以降に採用する臨時的任用職員(臨時職員・パート・アルバイト)の登録者を募集します。申込方法などは、市役所か市ホームページにある募集要項を確認してください。

募集職種=下表のとおり  
受付期間=1月14日(火)～24日(金)午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時、土・日曜日を除く)  
採用=臨時的任用職員登録名簿(有効期限は平成27年3月31日)に登載し、欠員があったときに申込書類・面談結果などで選びます

### ○非常勤嘱託職員

- 資格 昭和24年4月2日以降に生まれた人(定年65歳)※職種により資格が必要です
- 募集人数 各若干名
- 受付期間 1月6日(月)～14日(水) 午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時、土・日曜日を除く)
- 試験日 1月26日(日)
- 採用日 4月1日

市が募集する職種	教育委員会が募集する職種
一般事務員 広報編集整理員 生活保護就労支援員 生活保護面接相談員 手話通訳 発達相談指導員 給食調理師 介護予防支援専門員 道路法等許認可事務員 土採取等技術指導員	文化財等専門員 留守家庭児童会主任指導員

## 登録者募集 臨時職員 パート アルバイト

平成25年分の確定申告の時期が近づいてきました。申告が必要な人は早めに準備しましょう。詳しくは、2月1日発行の「市税だより」をご覧ください。なお、同年分から所得税の納税者には復興特別所得税が課税されます。

期間 2月17日(月)～3月17日(月)  
還付申告は3月3日(月)から受け付けます(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月23日(日)・3月2日(日)は受け付けます。)  
時間 午前9時～午後5時  
混雑の状況で早めに終了する場合があります。  
場所 宇治税務署(宇治市大久保町井ノ尻60・3)  
問合せ先 宇治税務署(☎44・4141) 市・府民税の申告に関すること  
市・府民税の申告に関すること(☎64・1317)

市が募集する職種  
一般事務員、保育士、保育所・児童館保育などパート、児童厚生指導員、保健師、助産師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、医療事務員、家庭相談員、管理栄養士、給食調理師、環境衛生技術員、用務員、宿日直員

教育委員会が募集する職種  
幼稚園教諭・管理栄養士・給食調理師・学級運営支援員・生活介助員・看護師・留守家庭児童会指導員・留守家庭児童会代行指導員・図書館業務補助員・野外活動指導員・用務員

市が募集する職種	教育委員会が募集する職種
一般事務員 広報編集整理員 生活保護就労支援員 生活保護面接相談員 手話通訳 発達相談指導員 給食調理師 介護予防支援専門員 道路法等許認可事務員 土採取等技術指導員	文化財等専門員 留守家庭児童会主任指導員

申込・問合せ先=▼市が募集する職種…職員課(☎64-1324) ▼教育委員会が募集する職種…教育総務室(☎64-1391)

# もつすぐ確定申告 源泉徴収票や証明書の準備を

平成25年分の確定申告の時期が近づいてきました。申告が必要な人は早めに準備しましょう。詳しくは、2月1日発行の「市税だより」をご覧ください。なお、同年分から所得税の納税者には復興特別所得税が課税されます。

期間 2月17日(月)～3月17日(月)  
還付申告は3月3日(月)から受け付けます(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月23日(日)・3月2日(日)は受け付けます。)  
時間 午前9時～午後5時  
混雑の状況で早めに終了する場合があります。  
場所 宇治税務署(宇治市大久保町井ノ尻60・3)  
問合せ先 宇治税務署(☎44・4141) 市・府民税の申告に関すること  
市・府民税の申告に関すること(☎64・1317)

### 確定申告が必要な人

- ① 給与と所得がある人
- ▼年間収入金額が2千万円を超える
- ▼2カ所以上から給与の収入がある
- ▼給与・退職所得以外の所得合計額が20万円を超える
- ② 公的年金などの雑所得のみで、所得金額が所得控除の合計額を超える人

### 確定申告に必要なもの

- ▼印鑑
- ▼給与・公的年金の源泉徴収票
- ▼生命保険料・地震保険料などの支払額が分かる各種証明書
- ▼還付申告をする人は、本人名義の振り込み先が分かるものが必要です。

### 税務署の出張申告 今年も市役所で

年金受給者・給与所得者・小規模事業者は、税務署が開く出張申告会場の利用が便利です。

なお、土地・建物・株式などを売却した場合や、贈与税・相続税の相談は、宇治税務署で受け付けます。

日にち 2月6日(木)・7日(金)  
時間 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)  
場所 川口コミュニティホール

### 簡易な申告は市役所で受け付けは2月17日から

市・府民税の申告と簡易な確定申告は、市役所でも受け付けます。受け付ける確定申告は、給与所得・雑所得(公的年金など)・青色申告以外の農業所得などの簡易なものに限ります。

期間 2月17日(月)～3月17日(月)  
(土・日曜日を除く)  
時間 午前9時～午後4時  
場所 川口コミュニティホール

### 記帳・帳簿保存制度の対象者が拡大されます

平成26年1月から、白色申告の人に対する記帳と帳簿・書類の保存制度の対象が、前々年分・前年分の事業所得・不動産所得・山林所得を生ずべき業務を行うすべての人まで拡大されます。詳しくは、宇治税務署にお問い合わせください。

### 保険料税の納付済確認書を郵送

市は、1月下旬に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の「確定申告用納付済確認書」を郵送します。平成25年中に納付した保険料は、市・府民税の申告や確定申告で費用を負担した人の社会保険料控除として申告できます。

特別徴収(年金天引き)で納付した場合、社会保険料控除として申告できるのは年金受給者本人に限られます。

問合せ先 国民健康保険・後期高齢者医療に関すること：国保医療課(☎64・1332、☎64・1374) ▼介護保険に関すること：高齢介護課(☎64・1373)

## 地域福祉の担い手決まる

民生委員・児童委員  
主任児童委員

厚生労働大臣から委嘱

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員128人と主任児童委員9人が、平成25年12月1日付で厚生労働大臣から新たに委嘱されました。任期は平成28年11月30日までです。

問合せ先=社会福祉課(☎64-1371)

民生委員・児童委員は、地域に暮らす住民の良き相談相手として、福祉の相談や支援を行います。秘密は厳守しますので、担当地区の委員に相談してください。

問合せ先=社会福祉課(☎64-1371)

担当地区	氏名	電話番号	担当地区	氏名	電話番号	担当地区	氏名	電話番号	担当地区	氏名	電話番号	担当地区	氏名	電話番号			
松井ヶ丘	中西 千賀子	62-7762	健康ケ丘	高岡 壽子	62-2480	田 辺	渡邊 美智子	62-1271	府宮住宅	高岸 昭子	62-5584	同志社山手	山本 忍	69-1566			
	小久保 律子	62-7082		渡邊 恵子	62-4987		新興戸	吉川 文恵		63-6033	南山西		水山 良子	62-2260	南山東	北川 陽子	62-3352
	藤本 利枝	63-0235		山下 紀子	65-5872		一休ヶ丘	飯村 良治		62-5090	東		奥村 佐紀子	63-1541	江 津	森 茂之	62-5109
花 住 坂	石本 満	63-0792	健康ケ丘	中野 幸子	62-8963	興 戸	玉井 和子	62-8805	東	水井 登志子	63-5631	宮ノ口	井内 規容子	62-6303			
	日高 美恵	63-7202		杉本 美代子	62-9225		河 原	興村 都子		68-2639	多々羅	森島 保	62-6780	普賢寺	稻川 康子	62-2991	
	及川 和彦	63-7031		眞砂 明子	63-0432		河 原	岡村 米子		62-2295	水 取	河端 仁一	65-0023	水 取	榎 孝次	65-0548	
山手東・山手中央	太田 輝雄	63-6337	健康ケ丘	伊井 美枝子	63-1206	東	北尾 よう子	63-7656	東	岡田 美枝子	63-1554	天 王	中西 哲夫	65-0331			
	南條 政弘	64-2726		中村 幸子	63-0008		草 内	北尾 よう子		63-7656	高 船	中川 美也子	65-0440	高 船	中川 美也子	65-0440	
	山脇 順子	62-3564		吉永 美智江	62-8009		草 内	木村 敬子		62-1296	飯 岡	吉川 興四郎	62-1056	松井山手	畠谷 千機	65-5427	
山手西	星川 龍太郎	63-2814	健康ケ丘	川中 昭男	62-8409	東	久保 信子	64-2690	草 内	竹村 喜代司	62-2674	大 住	松本 郁代	63-6281			
	北崎 八恵子	63-5996		岩井 幸子	62-5811		飯 岡	辻野 勝彦		62-0160	高 木		松原 真理子	63-3797	田 辺	西村 きなえ	62-0339
	里井 安代	65-2800		松井 啓二	63-2581		飯 岡	濱野 和代		62-7182	山 本		明比 泰衛	63-7070		三 山 木 普賢寺	奥西 文
山手南	大岸 編代	65-2979	健康ケ丘	藤井 美佐子	62-4792	東	今井 直子	62-8383	草 内	谷村 貴代子	62-2618	三 山 木 普賢寺	奥西 文	63-2022			
	田土 道子	62-4455		藤井 美佐子	62-4792		飯 岡	高川 宣子		65-2149	山 本		中川 義文	62-0787	三 山 木 普賢寺		奥西 文
	堀井 道子	29-5553		米口 美知子	62-7457		飯 岡	中川 陽之助		62-1515	山 本		藤井 美由紀	62-2788		三 山 木 普賢寺	奥西 文
松 井	井上 正俊	65-5002	健康ケ丘	青木 二三代	63-2444	東	織田 瑠子	65-5280	草 内	田中 早苗	62-1255	三 山 木 普賢寺	奥西 文	63-2022			
	田中 八郎	64-6501		妹尾 芳一	64-3287		草 内	久保 信子		64-2690	草 内		竹村 喜代司	62-2674	三 山 木 普賢寺		奥西 文
	井上 正	64-0354		赤澤 幸子	65-1453			草 内		濱野 和代			62-7182	草 内		谷村 貴代子	62-2618
西 八	原田 豊範	64-6523	健康ケ丘	喜多 恵子	62-2380	東			濱野 幹子	63-4617		草 内	吉川 興四郎			62-1056	三 山 木 普賢寺
	寺坂 博子	64-3301		安田 博	62-3287		草 内		佐久間 やす子	62-8032	草 内		出島 多賀子		62-0902	三 山 木 普賢寺	
	杉本 ハルミ	63-3738		加藤 甚三	62-4858			草 内	片岡 賢	62-3568			草 内	麻柄 忍	68-2279		
東 林	土田 美織	62-1213	安井 陽子	62-8347	草 内	藤見 三男			62-7454	草 内		明比 泰衛		63-7070	三 山 木 普賢寺		奥西 文
	岡 村	堀口 和彦	62-8059	橋本 満美		62-1083	草 内		清水 恭代		090-9875-4911	草 内		岡本 恵子		62-6820	三 山 木 普賢寺
		三 野	岩本 百合子	62-2509		北川 美代子		62-3852	草 内		志賀 正昭		62-6368	草 内		堀口 やよい	
健 康 村			北村 郁代	62-1769	中村 都也	62-1401		草 内		野添 清子	62-7437		草 内		藤井 美由紀	62-2788	
	旗 手 輝幸		西川 常子	62-5354	田原 殊子	62-0062	草 内			谷口 豊子	62-5740	草 内			中川 義文	62-0787	三 山 木 普賢寺
		旗 手 輝幸	小島 壽子	62-0336	北川 一美	62-0001			草 内	橋本 政子	63-2582			草 内	矢尾 勝子	62-8379	
旗 手 輝幸			旗手 輝幸	62-6813	古川 宏	62-0531		草 内		齊藤 康男	62-5581		草 内		井上 鏡子	62-3856	

※敬称略

# 加入しよう国民年金

## 20歳になったら必ず手続きを

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気がけがで重い障がいが残ったときにも年金が支払われ、人生の方が一をサポートする制度です。20歳になったら、必ず国民年金に加入しましょう。

保険料(平成25年度第1号被保険者) 加入手続き先 1万5千400円

◆加入手続き先▼学生・自営業者など(第1号被保険者)：市役所▼会社員・公務員(第2号被保険者)や扶養する配偶者(第3号被保険者)：勤務先の事業所

◆保険料の納付▼  
◆保険料の納付▼  
◆保険料の納付▼

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気がけがで重い障がいが残ったときにも年金が支払われ、人生の方が一をサポートする制度です。20歳になったら、必ず国民年金に加入しましょう。

保険料(平成25年度第1号被保険者) 加入手続き先 1万5千400円

◆加入手続き先▼学生・自営業者など(第1号被保険者)：市役所▼会社員・公務員(第2号被保険者)や扶養する配偶者(第3号被保険者)：勤務先の事業所

◆保険料の納付▼  
◆保険料の納付▼  
◆保険料の納付▼

学生など収入が少なく保険料を納付できない人には、納付猶予・免除制度があります。

保険料の未納が続くと、老齢年金障害年金が受給できなくなったり、年金額が少なくなったりする場合がありますので、必ず申請してください。

問合せ先 市民年金課(☎64・1333) ▼京都南年金事務所(☎075・643・2547)

## 国民健康保険 保険税(料)を年金天引き

### 4・6・8月は2月と同額を徴収

市は、国民健康保険(国保)・後期高齢者医療の保険税(料)を特別徴収(年金天引き)しています。2月に国保税・後期高齢者医療保険料を特別徴収で納付する人は、4・6・8月も同額となります。ただし、6・8月は調整月のため、徴収額が変わる場合があります。

◆口座振替で納付できます◆  
特別徴収を希望しない人は、次のとおり口座振替の手続きをしてください。

◆保険料の納付猶予・免除制度◆  
学生など収入が少なく保険料を納付できない人には、納付猶予・免除制度があります。

保険料の未納が続くと、老齢年金障害年金が受給できなくなったり、年金額が少なくなったりする場合がありますので、必ず申請してください。

問合せ先 市民年金課(☎64・1333) ▼京都南年金事務所(☎075・643・2547)

◆保険料の納付猶予・免除制度◆  
学生など収入が少なく保険料を納付できない人には、納付猶予・免除制度があります。

保険料の未納が続くと、老齢年金障害年金が受給できなくなったり、年金額が少なくなったりする場合がありますので、必ず申請してください。

問合せ先 市民年金課(☎64・1333) ▼京都南年金事務所(☎075・643・2547)

◆保険料の納付猶予・免除制度◆  
学生など収入が少なく保険料を納付できない人には、納付猶予・免除制度があります。

保険料の未納が続くと、老齢年金障害年金が受給できなくなったり、年金額が少なくなったりする場合がありますので、必ず申請してください。

問合せ先 市民年金課(☎64・1333) ▼京都南年金事務所(☎075・643・2547)

◆保険料の納付猶予・免除制度◆  
学生など収入が少なく保険料を納付できない人には、納付猶予・免除制度があります。

保険料の未納が続くと、老齢年金障害年金が受給できなくなったり、年金額が少なくなったりする場合がありますので、必ず申請してください。

問合せ先 市民年金課(☎64・1333) ▼京都南年金事務所(☎075・643・2547)